

## Newsletter

September 2015

### ASEAN インフラファイナンス・リーガル アップデート Vol. 6

#### インドネシア新 PPP 法の制定及びその他の動向

本ニューズレターの Vol. 1~5 では、各国ごとに PPP 法制の概要をお届けして参りましたが、本号より、同エリアにおける民活インフラ事業及び同事業向けファイナンス関連法制の主要な動きをまとめてお伝えすることとします。本号では、以下の内容をご紹介します。

- ▶ 新 PPP 法の制定 (インドネシア)
- ▶ セカンド・ファストトラック・プログラムの期間延長 (インドネシア)
- ▶ PLN による 35,000 MW プログラム (インドネシア)
- ▶ 民商法改正とプロジェクトファイナンスへの影響 (タイ)
- ▶ 第 11 期マレーシアプランの制定等 (マレーシア)

#### I. 新 PPP 法の制定 (インドネシア)

インドネシアでは、本年 3 月に公布された大統領令 2015 年第 38 号 (以下、「新 PPP 大統領令」といいます。) により、PPP 制度の内容が大きく改正されました。新 PPP 大統領令の発効により、それまでインドネシアの PPP の基本法であった大統領令 2005 年第 67 号 (その後の改正を含み、以下「旧 PPP 大統領令」といいます。) は廃止されています。新 PPP 大統領令による主な改正点は以下の通りです<sup>1</sup>。

1. 対象セクター: 教育施設や医療施設等の社会施設や公共住宅を PPP スキームの対象セクターに追加
2. 事業者の選定: 事業権入札に加えて、以下の場合に事業者の直接指名が可能に
  - ① 当該事業者が対象インフラの開発/運営を既に行っている場合
  - ② 当該事業者のみが供与できる新技術を利用する場合
  - ③ 当該事業者が事業用地の全て又は大部分を取得している場合

<sup>1</sup> 詳細は Hadiputranto, Hdinoto & Partners (Baker & McKenzie Jakarta) 発行のニューズレタ。参照 (<http://www.bakermckenzie.com/alindonesianewppprulesmay15/>)。またインドネシアの従前の PPP 制度については、本ニューズレター Vol. 1 参照。

3. 土地取得制度: 民間事業者が土地収用法に基づく政府機関の主要権限を代理行使するかたちで、事業用地の取得を行うことが可能に<sup>2</sup>
4. 官民連携形態: 事業ライセンス制度の廃止により、事業実施は官民事業契約を通じてのみ可能に
5. 民間提案: 民間事業者が提案する PPP 事業の要件が簡素され、民間提案者に対する入札手続きにおける加点割合を「上限」10%から「一律」10%に変更
6. 投資回収: 事業者がエンドユーザーから利用料金を徴収する方式（以下、「独立採算型事業」といいます。）のほか、新 PPP 大統領令において、政府又は政府機関が対象施設の利用可能性を前提に、民間投融資額及び一定の収益をカバーするスキーム（以下、「アベイラビリティペイメント型事業」といいます。）の導入について明示されており<sup>3</sup>、これはベースロード電源である火力発電事業において一般的に使用される回収方法を反映したと考えられる。
7. その他: ① 英語を事業契約の「公式翻訳」とすることが可能に<sup>4</sup>  
② フィナンシャルクローズの期限を事業契約の締結後原則 12 ヶ月から原則 6 ヶ月に短縮（但し、事業者に供与される期限延長は「随時」供与するとされており、延長回数の制限についての明確な定めなし。）<sup>5</sup>。

なお IIGF 保証制度や VGF 制度等の政府支援制度は変更されておりません<sup>6</sup>。

## II. セカンド・ファストトラック・プログラムの期間延長（インドネシア）

2010 年、インドネシア大統領は、セカンドファストトラックパワープログラムとして知られることとなる、電力プロジェクトの実施を国営電力会社（PLN）に委託する大統領令（2010 年第 4 号）を発行しました。同プログラムは、当初 2014 年 12 月 31 日に終了する予定でしたが、多くのプロジェクトが実現に至らなかったため、政府は同プログラムの適用期間を 2019 年 12 月 31 日まで延長しています<sup>7</sup>。なお、同プログラムに含まれる電力事業に係る PLN の金銭債務を対象とする政府保証制度（Business Viability Guarantee : BVG）の内容は従前どおりとなっています<sup>8</sup>。

同プログラムは、高性能の石炭火力発電をはじめ、地熱発電、水力発電を含む再生可能エネルギー発電所（38%）及びガス田発電所（62%）により構成され、事業の大部分（68%）は、民間事業者により実行され、その他（32%）

<sup>2</sup> 土地収用法については、本ニューズレター Vol. 1 参照。

<sup>3</sup> アベイラビリティペイメント型事業の対象としては、教育施設や医療施設等の社会インフラ施設が想定されますが、有料道路等交通施設事業にも適用可能と考えられます。

<sup>4</sup> 現地語と英語で齟齬が生じた場合に、英語の内容が優先するとの解釈が可能と思われますが、該当規定の文言上必ずしも明確ではありません。

<sup>5</sup> 旧 PPP 大統領令では原則 1 年となっています。

<sup>6</sup> 本ニューズレター Vol. 1 参照。

<sup>7</sup> 再生エネルギー及び石炭・ガスを使用する発電事業の開発促進のための国営電力会社（PT PLN Persero）への委託に係る第二次改正に関する大統領令 2014 年第 194 号。

<sup>8</sup> 本ニューズレター Vol. 1 参照。

については PLN により実行される予定です<sup>9</sup>。セカンド・ファストトラック・プログラムに基づく事業リストは、数回の修正を経て、2014年12月31日に発行されたものが直近のものとなっています<sup>10</sup>。現時点において、当リストには合計発電容量約 17,000 MW にのぼる 76 件の発電所が含まれており、その内 16 件は PLN において開発され、その他の 58 件は民間事業者に割り当てられています。

なお、現在までの同プログラムに基づく発電容量の実績はわずか 55MW (2015年4月現在)<sup>11</sup>であることから、同プログラムが再更新される可能性が十分に考えられます<sup>12</sup>。

### III. PLN による 35,000 MW プログラム<sup>13</sup> (インドネシア)

2015年4月、インドネシア大統領は 2019年までに 35,000 MW の新規発電事業の開発を実施する計画を発表しました。同計画は、PLN の 2015-2024 電力供給計画 ("the 2015-2024 Power Supply Business Plan") の一部となります。同プログラムにおいて、PLN は 10,000 MW 分の電力を生産する発電所の建設を予定しており、その他の 25,000 MW 分については IPP 事業者に割り当てられる予定となっています。また、同プロジェクトは総計で 1,100 兆インドネシアルピア (約 1,100 億米ドル) 以上の投資額が必要となると推定されます。同プログラムは、2014年に 87.35%であったインドネシアにおける電化率を 2019年末までに 97.35%に引き上げることを主な目的としており、政府はかかる電化率の引き上げが、インドネシアにおける経済発展の裏付けとなると考えています。

同プログラムでは、以下の開発を目標としています<sup>14</sup>。

- ① 291 件の発電所
- ② 75,000 本の送電塔から形成される 732 の送電網
- ③ 1,375 件の電力中継局

上記のうち、81%の事業については、2018年及び2019年において商業運転段階に入ることが予定されており、その他事業は、2015年から2017年の間に商業運転が開始されることが予定されています<sup>15</sup>。

これらの事業に対する政府保証の供与の有無、及び仮に政府保証が供与される場合にはどのような形態 (例えば、セカンド・ファストトラック・プログラムのために財務省 (MOF) が発行する BVGL (Business Viability Guarantee Letter) にて供与されるか)<sup>16</sup>、詳細な情報は今のところありませんが、筆者らは政府は同プログラムの対象事業に対し政府保証を供与するス

<sup>9</sup> エネルギー・鉱物資源省大臣令 2015 年第 13 号に定める「2015 - 2019 エネルギー・鉱物資源省の戦略計画 ("Strategic Plan of Ministry of Energy and Mineral Resources 2015-2019")」。

<sup>10</sup> エネルギー・鉱物資源省大臣令 2010 年第 15 号に対する第四次改正に関するエネルギー・鉱物資源省大臣令 2014 年第 40 号。

<sup>11</sup> エネルギー・鉱物資源省大臣令 2015 年第 13 号に定める「2015 - 2019 エネルギー・鉱物資源省の戦略計画」。

<sup>12</sup> 2015 年 9 月 2 日に実施された総合発電容量 35,000 MW の発電所建設目標に関するエネルギー・鉱物資源省によるプレゼンテーション。

<sup>13</sup> 詳細は、Hadiputranto, Hadinoto & Partners (B&M Jakarta) 発行のクライアントアラート参照。[http://www.hhp.co.id/files/Uploads/Documents/Type%202/HHP/al\\_jakarta\\_plnprogram\\_apr15.pdf](http://www.hhp.co.id/files/Uploads/Documents/Type%202/HHP/al_jakarta_plnprogram_apr15.pdf)

<sup>14</sup> 2015 年 9 月 2 日に実施された PLN による 35,000MW プログラムに関するプレゼンテーション。

<sup>15</sup> 2015 年 9 月 2 日に実施された総合発電容量 35,000MW の発電所建設目標に関するエネルギー・鉱物資源省によるプレゼンテーション。

<sup>16</sup> 同プログラムに含まれる事業には、セカンド・ファストトラック・プログラムの対象事業も含まれています。

キームを準備していると理解しています。これに関連して、この新計画に含まれる多くの事業（例えば、40 MW ハサン水力発電事業、2,000 MW ジャワ火力発電事業（5号機）、並びにサムセル石炭火力発電事業（9及び10号機））については、同プログラムの発布に先立ち、財務省及び IIGF による共同保証スキーム又は BVGL の対象となっています。またインドネシア政府は、国営企業に対し一定の条件に従ってインフラ事業開発を用途とする貸付を行う国際的金融機関に対する新たな形態の保証制度を今般導入する点も注目されます<sup>17</sup>。

#### IV. 民商法改正とプロジェクトファイナンスへの影響 (タイ)

タイでは、2015年2月11日、保証及び抵当権制度の変更に係る民商法の改正法（以下「第1回改正法」といいます。）が施行されましたが、連帯保証を全面的に廃止するなど、過度な保証人保護によるビジネスへの悪影響も指摘されていました。これを受けて、同国では、第1回改正法の内容を一部再修正するかたちで、民商法の再改正法（以下「第2回改正法」といいます。）が制定され、2015年7月15日に施行されています。かかる一連の改正の主な内容は下記の通りです<sup>18</sup>。

	第1回改正法	第2回改正法
1. 連帯保証	一律不可	法人による連帯保証可
2. 将来債務・条件付債務の保証	被保証債務の詳細（目的、被保証債務、保証の極度額及び保証期間等）の記載のない保証契約（包括根保証）は無効	同左
3. 保証人への通知	主債務デフォルト発生から60日以内に保証人宛通知必要	同左（左記に反する保証契約上の規定は無効となる旨明確化）
4. 物上保証人による保証提供	第三者である抵当権設定者による保証提供禁止	主債務者が法人の場合で、物上保証人が主債務者の管理権を有する個人である場合は、当該個人による保証提供可
5. 主たる債務の履行期日の延長	主たる債務の履行期日の延長に対する保証人による事前承諾は無効。従って、デフォルトが生じた後、保証人からの承諾を取得することなく、債権者が主たる債務の履行期日の延長に合意した場合は保証人免責 <sup>19</sup>	第2回改正法は、主債務デフォルト後に、債権者が主たる債務の履行期日の延長及び／又は主債務の減額に合意した場合は、保証人承諾不要となることを明確化

<sup>17</sup> 詳細は Hadiputranto, Hadinoto & Partners (B&M Jakarta) 発行のクライアントアラート参照。  
[http://www.hhp.co.id/files/Uploads/Documents/Type%202/HHP/al\\_hhp\\_stateownedinfrastructure\\_sep15.pdf](http://www.hhp.co.id/files/Uploads/Documents/Type%202/HHP/al_hhp_stateownedinfrastructure_sep15.pdf)

<sup>18</sup> これらの改正内容の詳細について、ベーカー&マッケンジー・バンコクオフィス発行のクライアントアラート参照。  
[http://f.datasrvr.com/fr1/715/87677/Second Amendment to Laws on Guarantees and Mortgages.pdf](http://f.datasrvr.com/fr1/715/87677/Second%20Amendment%20to%20Laws%20on%20Guarantees%20and%20Mortgages.pdf)

<sup>19</sup> 本規定は保証人保護を目的とするものですが、本規定の存在により、債権者がリスケジュールを行い難くなることから、逆に保証人の不利益となりうる点が指摘されていました。

本ニュースレターに  
 関するお問い合わせ先

鷹取 康久  
 パートナー  
 東京  
 03 6271 9702  
 yasuhisa.takatori  
 @bakermckenzie.com

鈴木 康祐  
 アソシエイト  
 東京  
 03 6271 9698  
 kosuke.suzuki  
 @bakermckenzie.com

川村 麻紀  
 アソシエイト  
 東京  
 03 6271 9518  
 maki.kawamura  
 @bakermckenzie.com

Luke D. Devine  
 外国法務コンサルタント  
 ジャカルタ  
 +62 21 2960 8541  
 luke.devine  
 @bakernet.com

Kirana D. Sastrawijaya  
 アソシエイト・パートナー  
 ジャカルタ  
 +62 21 2960 8541  
 kirana.d.sastrawijaya  
 @bakernet.com

Anita Karina Sungkono  
 アソシエイト  
 ジャカルタ  
 +62 21 2960 8613  
 anita.k.sungkono  
 @bakernet.com

Viroj Piyawattanametha  
 パートナー  
 バンコク  
 +66 2636 2000 X3113  
 viroj.piyawattanametha  
 @bakermckenzie.com

Pranisa Chinkulkitniwat  
 アソシエイト  
 バンコク  
 +63 2 819 4968  
 pranisa.chinkulkitniwat  
 @bakermckenzie.com

6. 競売請求権	主債務の支払期限を途過した後、抵当権設定者に競売請求権付与 <sup>20</sup>	同左
----------	---	----

インフラ事業で利用が想定される一般的なリミテッドリコース型のプロジェクトファイナンスにおいては、スポンサーや第三者による保証がスキームに含まれず、上記のうち保証に係る改正の影響は受けないものと考えられます。保証を含むスキームとなる場合（例えば、①スポンサー完工保証に、プロジェクトカンパニーのレンダー宛債務の保証を含む場合、②ブラウンフィールドの買収案件において、借入人である買収目的会社を買収対象会社から保証提供を受ける場合、③複数のプロジェクトにより構成されるポートフォリオ案件において、各プロジェクトカンパニーが相互に保証を提供する場合など<sup>21</sup>）は、上記の保証にかかる改正を踏まえた対応が必要となります。特に②のような例においては、買収対象会社から同一の被担保債務に関して抵当権設定と保証提供を同時に受けることが一般的に行われていますが、タイにおいては、上記 4 の規定によりかかるスキームが認められない点に注意が必要です。

上記 6 の競売請求権は、抵当権を含む多くの案件に影響し、抵当権設定者が借入人である場合も同様に認められますので注意を要します。なおかかる請求権を抵当権設定者に事前に放棄させることができるかどうかは明確ではありません。

## V. 第 11 期マレーシアプランの制定等（マレーシア）

2015 年 5 月 21 日、マレーシアのナシブ首相は、第 11 期マレーシアプラン（2016 年～2020 年）案を下院に提出しました。マレーシアはいわゆる「ビジョン 2020」に基づき 2020 年までの先進国入りを目指しており、同プランはビジョン 2020 に向けての最後の 5 年間の開発計画ということになります。同プランにおいては、第 10 期マレーシアプランに引き続き、官民が協働してマレーシアのインフラ、特に、輸送及び物流、水道、エネルギー、デジタルインフラ整備を強化していくことが明記されています。第 11 期マレーシアプラン全体を実行するために RM 2600 億の予算が組まれる予定である旨首相から発表されましたが、具体的に PPP 事業にどの程度分配されるかはまだ明らかにされていません。

PPP に関する法的枠組みそのものに大きな変更はありませんが、公共事業に対する政府支援ファンドであるファシリテーションファンドに係るガイドライン第 4 版が 2015 年 5 月 8 日付で UKAS のホームページにアップされています（マレーシア語のみ）<sup>22</sup>。従来、ファシリテーションファンドからの補助金を受けるためには、プロジェクト会社の払込済み資本が RM 300 万以上であることが要件とされていましたが、今回の改正により RM 30 万以上であれば足りることとされました。なお、補助金を申請する前にプロジェクト会社は開発許可等一定の許認可を取得することが義務付けられる等、要件が若干追加されましたので、この点は留意が必要です。ファシリテーションファンドが設立された当初、同ファンドには RM 200 億の予算が割り当てられ、2011 年から 2014 年までの期間中、インフラ、大学、発電施設、複合開発プロジェクト等に対し、ファシリテーションファンドから RM 61 億が支出されました。現時点では、追加で予算が割り当てられるかは不明とのことです。

<sup>20</sup> 当該請求後 1 年以内に競売が行われない場合は、当該 1 年経過後に発生する遅延利息又は損害について抵当権設定者（借入人が抵当権設定者である場合も含む。）の責任が免除（抵当権の被担保債権から除外）されます。

<sup>21</sup> Small Power Producer(SPP)案件等が想定されます。

<sup>22</sup> ファシリテーションファンドの内容は、本ニュースレター Vol. 4 参照。

**Mark Lim**  
パートナー  
クアラルンプール  
+60 3 2298 7960  
mark.lim  
@bakermckenzie.com

**Faez Abdul Razak**  
アソシエイト  
クアラルンプール  
+60 3 2299 6839  
faez.abdulrazak  
@bakermckenzie.com

**Erik Begin**  
パートナー  
シンガポール  
+65 6434 2598  
erik.begin  
@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山  
森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
www.bakermckenzie.co.jp

第11期マレーシアプランに関連し、首相はマレーシア市民の福祉に関する社会分野において、官民が協働する社会事業モデル（以下、「ソーシャル PPP」といいます。）の策定に着手しました。このソーシャル PPP は、官民が資金を提供し合い、低コストで迅速な質の良い社会サービスを提供していくことを目的としています。未だこのソーシャル PPP に関する情報は十分に開示されておりませんが、民間企業にとっては、営利を追求するというよりも企業の社会的責任を全うするという目的のもと行われる可能性が高いといわれています。